

1 交付金

介護労働者の雇用管理改善及び労働力の確保等を図るため介護労働者法に沿った適切な運営に努める。

(1)雇用管理改善事業

ア 相談・援助

小規模事業所・開業間もない事業所、課題・問題を抱える事業所を中心に、従前に増して、フォローアップ等効果的な相談・支援を実施し、離職の防止(定着率の向上)に努める。

なお、相談・援助に当たっては、実態調査や雇用管理好事例を効果的に活用する他、労働者の勤労意欲の向上を通じた定着指導を図るため、労務管理や法令遵守等の支援も図り、総合的な雇用管理改善に取り組む。

イ 介護労働実態調査

介護労働の実態に係る国内唯一の基礎資料として、統計上の継続性・信頼性の維持に努め実施する。また、過去からの調査データの分析を行い、雇用管理等の事業運営に資するよう上記アの「相談・援助」時の活用や情報提供を行うものとする。

ウ 雇用管理改善の好事例の提供

雇用管理改善に相応しい内容となるよう、引き続き事例抽出と記載内容の向上を図るとともに、代表的な事例をもって相談・援助に活用できるように取り組む。

(2)能力開発事業

ア 介護職員基礎研修等の企画・実施

介護分野の労働力確保のため、質の高い離職者訓練を企画し実施する。また、受講修了者の就職に配慮すべく、ハローワークや介護事業所とも連携したきめ細かな運営を実施する。さらに、新たな人材育成スキームである実務者研修への積極的な対応も図り、在職者等の資質向上及び職場定着に留意すべく研修コーディネート事業や雇用管理改善事業との連携を行い、効果的な事業運営をめざす。

イ 研修コーディネート事業

介護事業所における人材育成やキャリアパスの構築等の課題解決に向けたキャリア形成支援の効果的な実施のため、従来に増して雇用管理改善事業と連携した効果的な運営を行う。

(3)政策提言の実施

雇用管理実態調査、相談援助等の事業活動により獲得した情報を基に、雇用管理の改善や人材の確保・定着に資すべき政策提言を行うとともに、当該提言を踏まえた事業を実施する。

(4)広報・周知活動の強化

ホームページの内容を充実するとともに、介護関係団体及び行政機関が実施する各種会合の場を活用し、これまで介護労働安定センターの利用がなかった事業所に利用を促すなど同センターの存在、活動内容の広報・周知活動を強化。

介護労働安定センターの今後の展望について

2 自主事業

(1) 雇用管理改善事業

ア 雇用管理改善

- ① 国の委託事業の「雇用管理責任者向けセミナー」は、引き続き受託に努め、交付金等の雇用管理改善事業との連携を図りつつ効果的な運営に努める。
また、セミナーの設定に当たり、従来に増して介護事業者等のニーズを取り入れ、利用者側の選択幅を広げる工夫を行う。
- ② 上記①以外として、介護事業主や中間管理者層向けセミナーを開催する。
実施に当たっては、ニーズに基づく内容に心がけるものとし、特に、組織管理や財務管理、サービス管理といった広範囲のテーマにも対応できるよう運営を行う。

イ 福祉共済

傷害補償、賠償補償制度の周知を図り着実な事業運営に努め、労働者等の福利厚生等の支援を通じて、職場定着の促進を図るものとする。

(2) 能力開発事業

地方公共団体が行う介護人材育成事業に積極的に参画し、地域における介護人材不足解消に資するものとする。
この受講者の就職支援にあたっては、介護事業所やハローワークとの連携を図り、きめ細かな対応を図るものとする。
なお、資格取得等講習や在職者の向上訓練についてもニーズ把握に努め、企画・実施する。

(3) 介護支援事業

- ① 新介護人材育成スキームに対応するため初任者研修に基づく教材開発・販売に努める。
また、能力開発や雇用管理等に資する情報提供媒体として、講習・セミナーと連携した出版物を刊行し、他の事業との連携の下、積極的な販売にも努める。
- ② センター内に検討会を設け、介護労働者の雇用管理改善等に資するものであって、収益性が見込まれる新規事業の開拓を行う。